

平成15年度第2回
宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

日時：平成15年7月29日（火）
午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

日 時：平成15年7月29日（火） 午前10時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎 9階 第一会議室

出席委員：宮本 和明 委員 浅野 孝雄 委員 小山 かほる 委員
木下 淑恵 委員 山田 晴義 委員 山本 和恵 委員

司 会 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成15年度第2回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。

本日は、宮本部長をはじめ、6名の先生方にご出席いただいておりますことをご報告いたします。

なお、木下委員につきましては、少々遅れております。また、加藤委員、林山委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

次に、お願いでございます。ご発言の際には、係員がマイクをお持ちしますので、挙手にてお知らせください。ご面倒をおかけしますが、よろしく願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。

議長は宮本部長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

宮本部長 それでは、会議に入ります。

まず、議事録の署名委員をご指名したいと思います。お二人にお願いしたいと思います。今回は、五十音順でということなのですが、すみません、前はどなただったですか。（「加藤先生、小山先生にお願いしています」の声あり）加藤先生、小山先生ですね。では、今日は山本委員と、それから山田委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、よろしくお願いしたいと思います。

次に、会議の公開についてでございます。当会議は公開といたします。

傍聴人の方をお願いでございます。傍聴に際しましては、本会議場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

まず、議事の1県民意見聴取の結果について、事務局からご報告をお願いしたいと思います。よろしく願います。

志伯行政 事務局の方から、資料1の県民意見聴取についてご報告させていただきます。

評価室長 資料1についてご報告する前に、県民意見聴取の趣旨について説明をさせていただきます。

この県民意見聴取は条例に基づいて行っております。行政活動の評価に関する条例の9条に、県が評価をするときには、県民の意見を聴きその意見を適切に反映しなさい。それから、その意見を聴いたときにはその意見を取りまとめて公表しなさいというのがございます。委員会との兼ね合いにつきましては、第8条に、審議に必要な書面という形で委員会に提出しなさいというふうになっています。委員会で

はこれも審議の参考の一つにするということになっております。

それでは、資料1に基づいて内容の説明をさせていただきます。

前もって先生方にはお配りしておりますので、簡単にご説明をさせていただきます。

4番を見ていただきたいと思います。260人の方から270件の意見を頂きました。この270件と分類した理由は5に書いております。個人の方から複数の意見を頂いたものについては2件という形で計算させていただいたために、260人から頂き、270件の意見ということになりました。

なお、在校生という形で一括送付されたものがございます。260人中159人については在校生という形で一括送付を受けております。

それでは、次のページをご覧ください。

提出された意見の概要でございます。これは二つに分類しております。一つは、いわゆる評価調書の内容に関する意見。それから、評価調書の内容以外についての意見もいただいております。

この県民意見聴取の趣旨は、調書の内容について意見を頂く制度でございます。そういうことで、1番については8項目に分けてその概要について記載させていただいております。この内容については、教育庁の方から説明がありますので、そのときにご説明をいたします。

番でございますが、これはそれぞれ件数で表させていただいております。改築賛成、共学反対は17件でございます。それから、改築と共学化を切り離して検討すべきというのは32件。賛成とだけしてきたのが8件。反対というのが174件。それから、県からの説明不足というのが29件ございました。

なお、米印につきましては、その後、取りまとめた後に出されたものでございます。以上でございます。

それでは、引き続き内容についてご説明いたします。

高橋総務課長 先ほど志伯室長からお話がありましたとおり、県民意見への対応について説明させていただきます。

意見1番の事業の概要について、「現敷地内に校舎等を建設し、完成後既存校舎を解体としているが、どこにどのような建物をどういう順序で建設していくのか明記されていない」というご意見でございます。現在は構想の段階でございまして、本事業が了承された後に実施します調査の結果を踏まえ、その設計の中で十分に検討の上、具体化していくことにしております。

なお、日照につきましては十分配慮した整備を行っていきたいと考えております。

2番の、「現敷地内に校舎等を建設し、完成後既存校舎等を解体することになっているが、第2グラウンド予定地に仮設校舎を建設して現校舎を解体、新校舎を建設して、短期間での完成を希望する」というご意見ですが、これにつきましては、校舎の改築に当たりましては、教育庁におきましてはこれまでも可能な限り仮設校舎は建設しないで、現有の校舎を使用しながら新しい校舎を建設しており、三女高の改築につきましても現在のところ同様な形で実施することとしております。

なお、旧工業技術センター跡地に仮設の校舎を建設したとしても、新校舎の建設が早まるということにはならないと考えております。

3番の、「旧工業技術センター跡地を第2グラウンドとして整備するということに

なっているが、移動に時間がかかる。授業での使用はほとんど不可能ではないか。現敷地の隣接地や、それから市が所有している一団の土地などの取得は不可能か」というご意見でございます。旧工業技術センター跡地につきましては、建設期間中は授業で使用せざるを得ないこととなりますが、校舎建設後は主に部活動で使用することを想定しております。授業については現敷地内での実施を想定しております。また、隣接地や一団の土地の取得につきましては、現在の県の財政状況からは非常に困難というふうに考えております。さらに、現在地は隣接地とはかなり高低差がございます、さらなる造成は費用的にも技術的にも困難であると考えております。

4番の、事業の概要について、「上位計画に掲げている特色ある学校づくりについて具体的にどんな考えを持っているのか。現在の三女高は音楽や体操などで現状でも十分特色を持っていると考える」というご意見でございますが、特色ある学校づくりということは、教育内容について生徒の多様な個性とか、それから特性に対応した魅力ある学校づくりを推進していくことでありまして、普通科高校におきましては、多様な選択教科・科目の開設や類型制の導入などを進め、学校の特色化を図ることとしています。

三女高の音楽や体操などの部活動は全国的にも高い評価を得ておりますが、教育内容の特色づくりとしまして、地球市民的な素養・資質を育てるとともに、上級学校に進学する力を養うため、校舎改築を契機として、類型制の拡大、英語教育の充実、習熟度別少人数教育によるきめ細かな指導、それから高大連携教育などを目指した魅力ある学校づくりを進めることとしております。

5番の、「伝統校としてのさまざまな実績から判断した場合、今後とも当該校を存続させる必要があると評価しているが、なぜ共学化なのか。それから、当該校とは何を指すのか」というご意見ですが、これは平成13年3月に策定・公表しました「県立高校将来構想」を踏まえまして、各男女別学校がこれまで育んできた良き伝統を継承しながら、男女の別なく門戸を広く開放することを本県の基本的な姿勢としておりまして、三女高につきましても、これまで築いてきた歴史や伝統を尊重しながら、校舎改築を契機として共学化になることとしていることから、当該校とはそれを意味するものでございます。

6番の、「全ての県民が対象となり、とあるが、単なる学校運営に必要な施設・設備では実現不可能である。例えば生徒だけでなく地域住民も対象と考えて、多目的ホールとか、それから音楽堂など、開放を前提とした設備が必要である」というご意見ですが、学校の施設・設備につきましては、これまでも学校教育上支障のない限り、社会教育とかその他の公共のために開放しておりまして、今回整備します施設につきましても同様と考えております。ご意見のありました多目的ホールとか音楽堂につきましては、学校教育上、必要不可欠ではない施設でございますので、整備は考えておりません。

7番の、「現在の経済情勢から校舎の建設費自体が疑問である。本当に大丈夫なのか」というご意見でございますが、施設整備につきましては、施設整備に係る基本設計は実施しておりませんので、確定されたものではございませんけれども、平成15年度の営繕工事予算単価、それから現在校舎改築を進めております石巻工業高校などの類似事例がございまして、その実績等をもとに試算しておりますので、著しく乖離するものではないと考えております。

また、建設費についても、県立学校全体の施設整備予算の中で確保できるものと

考えております。

最後の8番の、「次代を担う人材育成の場であり、それから教育施設の改善を行うことにより、生徒への教育効果がより向上する」とあるけれども、施設を改善したからといって教育効果が得られるという根拠はどこにあるのか。また、「教育効果とは具体的にどのようなものなのか」というご意見でございますが、これは学校が取りまとめた校舎改築基本構想で述べられているように、施設を改善することで初めて特色ある学校づくりに基づく工夫したカリキュラムの提供が可能となります。

また、生徒自身が新たな気持ちで学習シーンに取り組むことが期待できまして、学習意欲の喚起につながりまして、それから生徒の興味・関心が一層高まり、知識・理解が深まって、学力の向上につながるという教育効果が実現できるものと考えております。

なお、 の大規模事業評価調書の内容以外の意見の部分につきましては、高校改革推進室長から説明いたします。

大内高校改革推進室長

次のページの、県立高校の共学化について（基本的な考え方）というペーパーにより説明します。

これは今回反対、賛成といういろいろな意見がございましたので、県として、これにつきまして、問い合わせの多い項目に答える形で基本的な考え方をまとめたということでございます。

なお、このペーパーにつきましては、関係校に配布しているほか、県のホームページでも公開しております。

まず、男女共学化の方針はどのようにして決まったのですか、という問い合わせが非常に多くございます。

これにつきましては、昭和23年以降、県立高校の男女共学化を進めておるところであり、次の段でございますけれども、平成10年度から「県立高校将来構想」策定に取りかかっております。この構想自体は3年をかけまして、未来の高校生にとっての教育環境はどうあるべきかといった将来的な視点から検討を積み重ね、平成13年3月に男女共学化の基本方針を発表してございます。

この基本方針では、校舎の改築や学科改編、再編などを機に、対象校ごとに関係者の理解を得ながら、全ての別学校の共学化を推進することとしております。基本方針の決定に際しましては、アンケート調査を行うとともに、構想をつくるに際しては検討素案、中間案、構想と3回発表しておりますけれども、そのたびごとに数十回にわたる説明会や意見を聞く会を開催しましたほか、有識者会議の開催やあるいは県議会の場でも熱心な議論が行われております。このように県民の意見を集約して基本方針として定められたものでございます。

次に、共学が必要な理由でございます。

これにつきましては、一つは、県民の負担で設置・運営されている公の施設である県立高校においては、男子・女子という性によって入学制限を設けることは好ましくないということが一つございます。また、男女が共に学び、理解し、成長し合う場を日常的に設けることが教育環境として望ましく、学校が社会のあり方の反映であることから、共に学ぶ方が自然であるということでもあります。このため、各別学校がこれまで育んできましたよき伝統を継承しながら、男女の別なく門戸を開放することが宮城県の基本的な姿勢ということでもあります。

次に、共学化をどのように進めるのでしょうかという質問でございます。

これにつきましては、学校関係者の理解を得る努力を重ねるとともに、共学化を契機としまして、さらにより良い学校になるように、これまで築いてきた歴史や伝統、地域に貢献してきた実績等を踏まえながら、将来的なあり方について検討を行うなど、共学化に向けた準備を各学校で進めております。

県教育委員会としましては、共学への方向が定まった学校から男女募集の年度を発表しまして、実施に向けた具体的な取り組みをしていくこととしております。

以上でございます。

宮本部会長 ご説明が終わりました。ありがとうございました。

今のご説明に対しまして、いかがでしょうか。後ほども全体の議論にはなりますけれども、今ご質問をいただければと思います。後の議論の中で、またここに返ってくるという形に必然的になってくるとは思いますけれども、いかがでしょうか。山田委員お願いします。

山田委員 今の資料の表紙をめくった2枚目の意見の なんですが、大規模事業評価調書の内容以外についての意見。回答された方、男女共学に賛成が8件で、反対が174件ということで、圧倒的に反対の方が多いのですが、これはどういう方から回答があったのでしょうか。この議論の中で男女共学の問題をどう扱うかはまた後で出てくると思うんですけれども、私自身は男女共学というのは当たり前だと思っていたのに、これだけ反対が多い状況というのは一体、宮城県全体がこういうことなのか、このアンケートがちょっと異常なのか、そこら辺はどうなんですかね。

宮本部会長 では、事務局からお答えいただけますでしょうか。

志伯行政 県民意見聴取をまとめたセクションという立場から報告させていただきます。
評価室長 先程、260人から頂きました、そのうち在校生の方159人という方から来ましたというふうにお話ししました。その内訳をちょっとご説明をさせていただきます。番の改築には賛成であるが、男女共学は反対であるというのは17件ございますが、このうち5件は在校生の方。それから次の32件中20件は在校生の方。それから、いわゆる賛成の8件中1件が在校生の方。今のご質問でございますが、174件中105件が在校生。それから説明が不足している、29件中29件が在校生の方というふうになっています。その他に例えば男女共学化に反対であるという174件中105件なんですが、残り69件になりますが、概ね、いわゆる卒業生の方がどちらかといえば多くなっているようでございます。ただ、これについては「私は卒業生ですが……」というふうな書き出しとかそういうものがあるものについてであります。以上でございます。

山田委員 そうしますと、基本的にはこのデータは現在三女高に関係のある皆さんの回答が多いというふうに見えていいんですね。

ここでどういうことを議論していくかという後の問題になると思うんですが、先ほどの県の男女共学化の構想の中にもありましたように、やはり男女共学の問題は現在の生徒の問題だけではなくて、やはり将来の教育の問題と深く関係してくるわ

けですので、あまりこれだけで物事を判断するのは適切ではないのかなという印象を受けました。それだけです。

宮本部長

ありがとうございました。

この問題は全てご説明いただいた後に、どうしても必然的に返ってまいりますので、そのときに議論させていただいた方がいいかなと思います。

その他、よろしいでしょうか。

それでは、今のご意見とそれに対する回答も含めて、これが今日の資料の一つになっておりますけれども、議論をより深めていきたいと思っております。

それでは、引き続きまして、2でございますが、前回審議事項についての追加説明について審議に入りたいと思っております。

まず、配付資料につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

志伯行政
評価室長

事務局の方から、資料2について説明をさせていただきます。

左側の方から、第1回部会の審議状況になっておりますが、一番左側が前回頂いた質問をまとめました。次の欄が当日事業担当課から説明のあったものでございます。その後、宿題とさせていただいた部分について追加説明という形でここに述べさせていただきます。次が、論点、それから答申に盛り込むべき事項、これについては審議を進めていく中で参考にさせていただきたいと思っております、このような表を作りました。以上でございます。

宮本部長

ありがとうございました。

今回はこの様式第1号というものと、それから附属資料だけ配付していただいております。今回はそれに対しまして資料2の中でお答えいただくことと、それから附属資料ということでこの冊子が来ております。この二つの追加資料をもとに、主に前回の質問事項に対してお答えいただくという形になっております。それを踏まえまして、我々がどういうふうにかこの評価調書について考えていくのかというのが今日の我々の使命でございます。

それでは、前回の部会で各委員から出されました質問・意見について事業担当課の方から、特に前回未回答のもの、あるいは追加の説明が必要なものにつきましてご説明をお願いしたいと思います。説明は時間の効率的な使い方のために一括してお願いしたいと思います。特に時間の制約がございますので、ポイントを抑えながら簡潔にお願いしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

大内高校改
革推進室長

では、1番目の事業の必要性のうち、まず、1番でございます。

1番は、三女高の定員決定についてご説明いたします。三女高の定員につきましては、前回の部会で1学年7学級とすることを説明しましたが、その資料として附属資料の1から3までを用意しております。

まず、三女高が属する中部南地区の生徒数の推移について調査したのが附属資料の3でございます。ただ、この資料は平成23年までのデータということで限られておりますので、平成42年までのデータとして準備したのが附属資料の2でございます。これは財団法人統計情報研究開発センターの市町村人口予測をもとにして県で作成したものでございます。このような予測や三女高の立地条件等を考えまして

1 学年 7 学級としたものでございます。それを文章表現したものが、前回もお伝えしておりますが、附属資料 1 になっております。

次に、2 の高校の在り方の全体構想と三女高の在り方については附属資料の 4 の方にまとめております。

なお、県の構想としましては、平成 22 年までを期間とする「県立高校将来構想」であり、資料の 5、6 でございますが、三女高を初めとする仙台地区の全日制高校につきましても、生徒数の減少に伴う高校再編の対象とはなっておらず、学級減で対応していくということになっております。そういうことから 1 学年 7 学級としたものでございます。

次に、3 の仙台地区の範囲でございますが、附属資料の 7、8 の記載のとおりでございます。各中学校の通学区域等から見まして中部南地区、中部北地区という学区がございます。それをトータルしたものが仙台地区という表現をしております。

以上でございます。

高橋総務課長 4 番の、多数の県立高校がある中で、三女高を最優先順位で選択しなければならないのかというご質問でございますが、この補足の説明をさせていただきます。

教育庁では、前回も申しましたが、施設整備計画を基に建築後 40 年をめどに各学校の施設実態を踏まえながら校舎改築を進めております。三女高につきましても、平成 9 年に耐力度調査を実施した結果、46 ページの資料 11 の現有施設の状況にありますように、南校舎から北、西校舎、そして図書室棟の、9 棟、4,359 平米におきまして耐力度 5,000 点以下となっております。これは 5,000 点以下は危ないという判断になっております。また、46 ページの建築年度に記載のように、A、B、C 棟が昭和 30 年度の建築年度になっておりまして、建築後 48 年を経過しております。

なお、次に古い校舎ということでございますが、本吉学区の県が浦高校に昭和 35 年建築の校舎がございますけれども、県が浦高校につきましても、平成 17 年度に気仙沼高校と再編統合されることになっておりまして、校舎につきましても気仙沼高校を使用することになっております。このため、県が浦高校校舎は使用しないということで、改築対象にはしておりません。

大内高校改革推進室長 次のページをご覧くださいと思います。

6 番目でございます。質問が 2 点ございます。

一つは、男女共学化による受験倍率の変化予測を行っているのか。それを男女共学の視点から検討する必要があるのではないかとということです。これにつきましては、右の欄に書いてあるとおりでございますけれども、将来の受験倍率ということにつきましては、中学生の高校への志願動向、それは変化いたしますので、非常に不確定な要素が多いということでございます。現時点で予測することは困難と考えております。

しかし、第三女子校につきましても、このように 1.3 倍、1.5 倍といった形になっております。また、今回校舎を改築いたしまして、第 2 グラウンドを取得するなど、教育環境が整います。また、県内では平成 11 年度に蔵王高校が、女子校から共学校になっております。福島県におきましては全ての高校が男女共学校になっております。その受験倍率等の変化を見ますと、共学化後におきまして受験倍率

は上昇しているということでございますので、受験倍率については大きく低下することはないと考えております。

もう1点のご質問は、男女共学化に伴い学校の運営方針に変化がないのか、とのことでございます。右側に載せております。現在の第三女子高でございますけれども、創立80年の歴史がございまして、人間性の成長を図りながら勉学と部活動に励む普通科の女子高校でございます。また、合唱部の活動を通しまして、フィンランドの高校と姉妹校の協定を締結するなどの取り組みをしております。

改築後の学校でございますけれども、現在と同じ普通科の学年制を継承することとしておりますので、教育課程等の学校運営方針に大きな変化は生じることはないと考えております。しかし、校舎改築を機としまして、これまでの伝統を踏まえながら、「地球市民的な素養・資質を育てる」、あるいは「上級学校に進学する力を養う」ということをスクールアイデンティティとして掲げまして、教育課程の工夫とか、習熟度別少人数授業など、よりきめ細かな指導を行い、幅広い視野の育成と進路実現に向けた学習指導及び進路指導の充実を教育内容として考えており、より良い学校づくりに努めることとしております。

次に7番でございます。ご質問は設計をするに当たっての教育方針や校舎の機能の検討は、どこで、どのように行われているのかということですので。これにつきましては、右側に書いてあるとおりでございます。学校内におきまして平成14年度に改築委員会、教育課程小委員会、特別活動小委員会等を設置いたしまして、校舎改築後の学校の特色づくりとその教育活動が展開できる校舎の整備構想の検討が行われ、平成15年3月に「校舎改築基本構想」としてまとめられております。これが附属資料の9で、学校として改築を機とする基本構想としてまとめたものでございます。県教委としましては、この構想を基にしながらその設計に向け精査していくこととしております。

高橋総務課長 8番の延べ面積について、現在と比べて増えているのか。あるいは機能的にどのようなものを付加しようとしているのか。その積算根拠を示せということでございますが、これにつきましては、整備する施設は、基本構想を踏まえまして、来年度以降の設計の中で精査していくこととなります。現段階では、敷地は1万9,046平米の増、校舎は3,634平米の増、屋内運動場は624平米の増になる予定です。

詳細につきましては、45ページの附属資料10に記載しております。

なお、この改築後の施設面積は、文部科学省の省令などで定めている基準等を基に概算で算出しておりまして、設計後に数値は確定いたします。

それから、9番の施設が全体として拡大するが、このうち男女共学のための部分がどの程度あるのかというご質問でございますが、これの追加説明させていただきますと、男女共学のための施設としては、前回回答したとおり、トイレ、更衣室、部室がございます。各室の面積につきましては設計完了後に決定することとなりますが、施設の配置や、それから何階建てで建築するのかといったことはまだ設計を実施しておりませんので、設計段階で変動するわけです。近年整備しました例としまして、富谷高校の例がございまして、同校ではトイレは、校舎が1室24平米、体育館が1室25平米。更衣室につきましては、校舎が1室38平米、体育館が1室41平米。部室につきましては、1室19平米となっております。三女高につい

ては、こうした富谷高校の施設整備に準じた形での整備が見込まれます。

10番の、県以外の運営主体が学校運営を担っていくことについての検討は行っているのかというご質問がございました。これの補足説明させていただきます。

県立学校の運営主体につきましては、学校教育法の2条及び5条によりまして、県以外には認められておりません。

なお、今国会で地方自治法の一部改正が行われまして、公の施設について指定管理者制度が導入されましたが、学校や道路などの施設管理はこの制度をとることはできないとされております。

それから、構造改革特区の認定がなされるかどうかということですが、この場合、学校法人以外のNPO及び株式会社による学校設立は可能ですけれども、これも学校教育法の2条、5条の規定によりまして、県立学校の運営主体には県以外にはなれないという規定がございます。

11番の、三女高の現校舎の全てが48年経過しているのか。途中で改造・改築している部分はないのかといった内容の質問でございますが、これにつきましては、附属資料11の現有施設の状況をご覧ください。この資料の中の右側の方に主な改修歴を記載してございます。西校舎、図書室、美術室など以外はすべて改修歴がございます。

次、12番の、他の自治体で小学校、幼稚園の整備でPFIを導入した事例があるようだが、三女高ではなぜ導入できなかったのかというご質問の補足説明させていただきます。

PFI検討調書の最後の方のページにあります類似事例の の調布市立の調布小学校の例の場合は、校舎などや温水プール建設、それから屋外運動場整備並びに施設の維持管理や温水プールの運営を行うものでございまして、校舎、図書館、体育館、温水プールは一般に開放する計画のものでございます。このため、この部分につきましては管理運営部分等に民間企業のノウハウを活用するメリットが生じたものと考えられます。

事例 の滋賀県の野洲町の小学校及び幼稚園の場合につきましては、増築をあわせて一体施設として建設し、施設の維持管理を行うことによって維持管理費にスケールメリットが生じたというふうに考えられます。

13番の、PFIを導入した場合、建設費の削減が8%程度しか期待できないとされているが、県財政が非常に厳しい状況下では8%の削減もかなり大きいのではないかとご質問の補足回答でございますが、建設費約50億円を8%削減して建設した場合は4億円の縮減で県としてはメリットがありそうですが、PFIの事業者がこの50億円を市中金融機関から全額融資を受けた場合には、金利4.4%で単年度で2.2億円の利子が生じます。この場合、元金の支払いは3年間据え置きと考えておりますので、この間は元金の支払いが発生せずに6.6億円の利子払いだけとなります。

一方、県の場合は金利0.8%で単年度4,000万円の利子が生じます。このためPFI事業者との3年間だけの利息差は5.4億円となりますが、PFI事業者が負担する利息は最終的には県が支払うサービス購入費用に転嫁されるため、建設費において4億円の縮減がなされても当初の3年間だけでも利子負担で5.4億円も過分となりまして、PFI導入のメリットは見込めないということになります。

15番の、建設予定地が決定するまでにどのような経緯があったのかというご質問でございました。これにつきまして補足させていただきます。前回の回答に補足するということで、附属資料12を今回提出いたしております。48ページですが、建設予定地の選考につきましては、資料でご覧のとおり、平成7年度から始まっておりまして、最終的には平成14年1月に三女高の関係団体及び学校からの要望も受けまして、同年2月に教育委員会として総合判断し、翌月の3月の県議会の文教警察委員会で現在地での建設を公表しております。

大内高校改革推進室長

次のページの16番でございます。教育施設をどのように改善するのか、あるいは、どのような教育効果の向上を意図しているのかということでございます。これについては、校舎の改築基本構想でございますけれども、選択教室、合同講義室、多目的教室、マルチメディア室などを活用いたしまして、学習進度に応じた習熟度別少人数授業、進路希望、興味関心に応じた多様な選択科目の設定、語学教育の充実、中高及び高大の連携教育など、特色ある教育活動を行い、生徒の学習意欲の喚起、進路意識の高揚を図りながら、基礎学力の定着と応用力の伸長を目指すことにしております。今後、具体的な施設整備につきましては、設計に向けて精査していきたいと考えております。

以上でございます。

高橋総務課長

17番の、将来建物が完成した後で、学制(6・3・3制)の改革があった場合、対応できるのかというご質問の補足回答でございますけれども、もし学制改革があった場合につきましては、既存施設の中で対応していきたいというように私どもでは考えております。

18番の、国道を挟む形で校舎と第2グラウンドが整備されるが、生徒の安全面では問題ないのか。関連するハード整備を検討するべきではないかというご質問の補足でございますが、校舎から国道286号及び第2グラウンドまでの間の市道部分につきましては歩道が整備されております。これを利用すれば安全は確保されるというふうに考えております。

なお、生徒に対する交通安全につきましては、その指導を徹底していきたいと考えております。

北島高校教育課長

それでは、20番でありますけれども、共学化に伴いまして、家庭科の教育や職業教育、情報教育などの教育内容についての検討がどうなっているのかということについてであります。これまでもさまざまな視点からの説明がありましたように、三女高におきましても今後とも魅力ある教育活動が行われるよう、学校内で基本構想を検討しているところでございます。

補足といたしまして、家庭科につきましては、平成6年度から男女とも必修、つまり必ず学ばなければいけない教科ということになっておりまして、現在すべての高校生が家庭科の科目を学習することとなっております。また、三女高は今後とも普通科の高校を目指しておるところであります。職業教育、この言葉は多分キャリア教育という言葉で言った方がより正確かとは思っておりますけれども、職業教育は全ての高校生が学ぶべき内容となっております。最近では将来のあり方、生き方を学ぶという意味でキャリア教育という言葉を使っておりますが、そのような観

点、情報教育におきましても家庭科の教育と同様に推進、充実していかなければいけないものと思っております。このような状況から、共学に伴います大きな教育内容の変更はないと理解しております。

それから、21番の問いでございますが、「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」または「特色ある学校づくり」これらは上位計画で掲げておりますが、それに対してこの事業でどのように応えようとしているのかということにつきましては、かなり重複する内容にはなりますけれども、現在三女高は将来とも普通科の高校ということを考えておきまして、これらの教育目標を掲げて実現するような取り組みを計画しておるところでございます。これらはひいては将来の高校生、入学してくる高校生の個性や創造性、豊かな心を培う教育につながるものと考えております。

また、三女高におきましては、スクールアイデンティティーといたしまして、先ほども紹介がありましたが、「地球市民的な素養・資質を育てる」、それから「上級学校に進学する力を養う」。この2点を大きなアイデンティティーとして掲げてございます。これは生徒一人一人の個性の伸長、基礎基本の学力の定着、自由選択科目の充実、さらに類型制の導入、それらによって進路指導の充実や中学校との連携、それから大学との連携、これらを通じまして国公立の進学へも対応できるカリキュラムの編成などを実践したいと考えておきまして、これらが三女高としての将来的な特色ある学校づくりと考えておるところでございます。これらの教育を実現するためにも様々な機能を持った特別教室、さらに習熟度別学習や少人数授業のための諸教室などの施設が欠かせないと考えてございます。

高橋総務課長 22番の、工事関係の車両の出入りなどで対応は検討しているのか。またプライバシーや日照など、完成後の周辺の住宅への影響は検討しているのかというご質問でございましたが、この補足回答をさせていただきます。基本設計、それから実施設計が次年度以降行われますが、この中で生徒及び付近住民の方々に極力影響の少ない方法で検討していきたいというふうに考えております。

23番の、事業期間中に国の補助制度の見直しが行われる可能性はないのかというご質問でございますけれども、これも国の補助制度につきましては、補助適用事業が柔剣道場整備だけが該当いたします。国でのこの補助制度の見直しについての情報は今のところ得ておりません。

それから24番の、調書では想定されるリスクは特になしと記載されているけれども、国の補助制度の見直しとか生徒数の変動が起こるかもしれないと。リスクに関しては事業費や教育効果ということも含めて再検討し、評価調書を整備していただきたいという内容でございました。これにつきましては、23番でも回答しておりますが、国の補助制度につきましては、地方分権が進められている現状では概ね抑制傾向にございますけれども、今回の柔剣道場の整備に関する国の補助金につきましては、私の方では交付されるものと考えております。また、生徒は少子化による減少を一定程度加味した収容定員としておきまして、それに応じた事業規模を計画しております。

25番の、PFIの試算では起債の利率を40年間、それから固定で試算しているが、変動要素は見えないのかというご質問でございました。起債の金利につきましては、PFI導入モデル調査で用いられた手法に倣って、試算時点の実績値で最も高い金利を採用して試算を行っておりまして、変動要素については見ておりま

せん。

企画部 次に27番の、評価調書に記載されております割引率は県が指標としている数字
担当課 なのかという質問でございますが、これにつきましては、この率も含め、ファイナ
ンスリスク、資金調達の金利も含めて県では基準がございません。それでこの作成
に向けて検討しているということでございます。それまでの間は平成13年度に実
施したモデル調査事業に基づく指標とか他の自治体で用いている指標を置き換えて
用いることとしております。

なお、県におきましては、導入するかどうかということにつきまして、副知事、
関係部局長等で構成しておりますPFI導入調整会議というものがございまして、
その会議におきましてもこれらの指標等が妥当なものか検証することにいたしてお
ります。

高橋総務課長 最後に28番の、建設費の約50億円について内訳を示していただきたいという
ご質問でございました。これにつきましては、附属資料の13、施設整備費(案)
の内訳ということで載せております。この試算に当たりましては、施設整備に係る
基本設計をまだ実施しておりませんので、平成15年度の県の営繕工事予算単価、
そして直近の校舎改築の実績数字等を参考に試算したものでございます。

宮本部長 どうもご苦労さまでした。

もう一度確認しておきたいのですけれども、ご回答いただいたことも踏まえて、
今日資料を作っていたいただいたものは、この評価調書(様式第1号)につけ加わると
いう位置付けで、我々としては先ず考えさせていただきたいと思いますが、それで
よろしいでしょうか。

志伯行政 はい。
評価室長

宮本部長 それに加えて、これに加えて、今日これからのご回答も踏まえて、それに対して
もまだ不十分だとか意見があるところを答申という形で知事に答申すればいいとい
うふうに理解してよろしいでしょうか。よろしいですか。

志伯行政 はい。
評価室長

宮本部長 という前提で議論させていただきたいと思います。

その前に、まずは今日のご説明の中で、説明として理解できないというところ
について質問させていただいて、それを追加的にご説明いただく必要があるかどう
かというところをまず明確にしたいと思います。

それともう一つ、確認しておかなければだめなのは、やはり男女共学の問題がこ
れだけいろいろな形でご意見いただいておりますので、この大規模事業評価部会に
おいてどういうふうに評価をすべきかということを確認しておきたいと思いま
す。この評価部会におきましては、男女共学がそれこそいいとか悪いとかというこ
とを

議論する場ではないと私は理解しております。あくまでもそういう男女共学の問題というのは教育庁のしかるべきところで議論をしていただき、教育の現場の中でご判断いただきたいというふうに考えております。逆に、この三女高の建て替えという事業の中におきまして、十分に三女高の将来ということに対して確かな目的と、それから成果を捉えておられるのかと、この事業としての趣旨が明確であるのかどうかという点では一部関わってくるのではないかと考えております。

もう一つは、そういう趣旨のもとにこの事業が適切に計画されているのかどうか。事前に行われている部内での評価が十分に行われているのかどうかということに対して、不足部分があると考えれば我々の方からそれに対して意見を申し上げるのが我々の使命だというふうに考えております。特にこれは条例に基づく部会でございますので、条例に従って議論をしていくということが本来のあるべき姿だと思います。今の私の理解でよろしいのでしょうか。事務局から、まずご見解をお願いいたします。

志伯行政 そのとおりと考えております。
評価室長

宮本部長 あと委員の方々がいかがでしょうか。そういう立場ではないとか、こういうことも考えなければだめだとかというご意見があればいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、今の共通認識の下に議論をさせていただきたいと思います。

特に今日のご説明でこのようなところをまずご質問いただいた方が効率的かと思いますが、いかがでしょうか。

まず、第1点なんです。先ほどの資料の11だったでしょうか、5,000点という点数ですね。この5,000点というのはどういうふうに判断したらよろしいのでしょうか。5,000点以下はかなり危険だという判断なのでしょう。これでは点数だけ書いてありまして、それに対する評価の仕方というのが明記されておりませんので、ちょっと判断しかねますが。

教育庁 そもそも耐力度調査におきましては、1万点満点の半分の5,000点以下と判定された建物は危険建物とされ、平成11年度までは、補助の対象とする建物の判定に用いられていました。いわゆる5,000点以下の建物を改築する場合には、国の方も一部補助金として地方の方に出しましょうという制度がございまして、その評価の中ではこういう数字が危険建物という認定の中では使われておりました。我々の方では今でも改築事業というのは持っておりまして、国庫補助の有無とかかわらず、こういう耐力度調査の実施の中で、そういう5,000点以下という評価を得た建物につきましては随時改築せざるを得ないというふうに考えております。

宮本部長 いかがでしょうか。今の点なんです。これまでのことも、平成9年度にこの点数が出ているんですね。ということが事実なわけですね、わかりました。

では、それ以外、いかがでしょうか。山田委員、お願いします。

山田委員 今と同じタイプの質問なんですけど、例えば7番、8番ですか、要するに建物の水準、規模を示すときに、絶対値を上げてもらってもあまりよく分からないので、できれば原単位というか、一人当たり何平米であるとか、1クラス当たり何平米だと。例えば目標値、文部省等が示している目標値がどれ位で、それから最近建てられた新しい学校がどれ位の水準で建てられているかと。そういったものに比して今回の計画はどうだという表現の仕方をしないと、絶対値を並べていただいても把握できないので、こちら辺は原単位と原単位の適切な比較をして表現していただいて、今回目標とするものがどの程度のものなのかということを示すべきだろうと。

それは最後の28ページのコストの問題も同じなんです。絶対値が幾らだ、それから県の単価に基づいてと言われているんですが、むしろその単価をきちんと表示して平米幾ら当たりで計算しました。基本設計もしていない段階ですから、そういう原単位で計算するというのが基本だろうと思いますので、そこら辺の値をきちんと示してここを説明すべきではないかなと思います。

以上です。

宮本部会長 今の点はいかがでしょうか。

教育庁 今、山田委員のご質問でございますが、まず面積につきましては、資料10の4
担当課 5ページのところで各土地・建物につきましてはの1人当たりの面積をそれぞれ載せたのでございますが、比較表は作成してございませんでしたので、これにつきましては改めてということよろしいでしょうか。

山田委員 後段の方はいいんですが、面積の方も1人当たり幾らというのが、要するに文部省が目標としているのがどれ位で、それで最近建てられたものの事例がどれ位かというのを示さないと、この値が適切なかどうかというのがちょっとよくわからないですね。文部省の値はここで示されているわけですが、先ほど富谷の例だけお示しされたわけですけれども、これ以外に新しいものを調査してられないかもしれませんが、たしか学校基本調査なんかでそういった調査がされていると思うんですが、そこら辺、いかがでしょうか。

教育庁 今お話ございましたように、学校の建物及び敷地面積については毎年施設整備状況の整備がございますので、その数量を拾うのはさして時間がかかるものではございません。ただ、今ご質問にありましたように、最近の事例と実績、最近の事例で大体1人当たり幾ら平米でつくったんですかというご質問なんですけど、そういうものにつきましては資料は今事務局でつくっておりませんでしたので、今もお話ありましたように、出し方がちょっとねというお話につきましては、再度、資料を教育庁の方で作成したいと考えております。

山田委員 可能な範囲で。

宮本部会長 お願いいたします。

それ以外は、ご質問いかがでしょうか。山本委員、お願いします。

山本委員 今のと関連するんですが、校舎の改築後の面積と、それから予算ですか、整備費の案のお金から坪単価をちょっとざっと計算して見ると、解体費も含めて比較的高い値に設定されているんですけども、こちらは坪単価から計算された建築費なのか、むしろこの整備費の分割、校舎に何割位かけるかというところから逆に少しグレードの高い建築が可能だというような設定なのか、どちらの方向から計算したかについて教えていただけますでしょうか。

宮本部会長 お願いします。

教育庁 こちらに、今の50ページに記載されている金額でございますけれども、こちらは実は先ほど来からご説明しております我々の方で持っています営繕単価あるいは現実に類似しています実行ベースでの単価、過去の実績、あるいは今年度の実績等がございまして、そちらの設計単価を用いて積算したものでトータルしますとこの金額になりますということに算定しております。

後段おっしゃいましたように、もともとその予算の中から割り戻したというそういう数字ではありません。

宮本部会長 よろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。

これの中で、全体の高校の建て替えが何箇所かあるということなんですが、そのマスタープラン的な資料はこの中につけていただいておりますでしょうか。いつの時期にどれ位の高校を改築する、あるいは建て替える、あるいはそれに関しての将来の財政支出がどれ位になるとかということは資料としてございませんでしょうか。

教育庁 今のところは三女高の改築ということまでははっきりしておりますけれども、それ以降のものについては、今具体的なものとしては手持ちとしては持っておりません。

宮本部会長 今回、三女高の建て替えという事業なんですけれども、高校全体という形で考えれば何校かあるわけですね、結構。その中の位置付けでやはりこの三女高というものも本来は議論すべきだと思うんですが、これだけ一つ取り出されていいのかどうか。しかも、こういう極めて危ない状況だからすぐに造らなければだめだ、というような状況での判断というのは、かなり全体の判断を鈍らせるようなことになるんじゃないかなと。こういうことが毎回、毎回、次の何とか高校、何とか高校の度に出てくるという形で大規模事業評価というのが本当にできるのかなというのは、まず全体の話として私は心配なんです。ここでは、そういう資料が今はないということだけ確認できればいいと思います。

若生教育次長 内々検討はしているんですが、まだオーソライズされていませんので、外に出せる段階ではないという意味でございます。いわゆる老朽化してるものもそういう部分がございますし、あと再編統合で改築するものもございますので、そういったものは順次検討はしております。あと、財源的にはその分の大枠については財政の方

とは話はしてございます。ただ、いつ、どこどこをどうするのかというのは対外的にまだ出せないという状況の意味でございます。当然、検討はしてございます。

宮本部長 分かりました。
いかがでしょうか。山田委員、お願いします。

山田委員 盛り込むべき内容にかかってくるのかもしれませんが、17番の浅野副部長が質問された6・3・3制の対応のところなんですけれども、今日の回答の中で、学制改革があった場合については既存施設の中で対応していきたいという、この意味がちょっとよく分からなかったのですが、左の前の回答だと、ここではこの方式を前提としていないということなんです、ここら辺の整合性がどうなのかなということが一つ。

それから、ちょっと6・3・3制の読みというのは私もよくわからないので、その見通しみたいなものをもう少し把握してここに表現する必要があるのではないかなというのが、この質問に関わる2点目です。

それに関連して言うならば、もし既存施設の中で対応するということになる、結局現在の中学校区との関係やシステムの見直しが必要になってくると思いますので、既存施設の中で対応といっても部屋を貸すということだけでは済まないような感じがしますので、この辺の説明が必要ではないかなと思います。

つまり、この6・3・3制の将来的な見通し、方向、それから県としての対応、それを受け入れた時に既存施設の中での対応とあるんですが、それを具体的に中学校との関係も含めてどうするのかというあたりをご検討いただければと思うんですが。

宮本部長 今、山田委員がおっしゃったこのところだとか、18だとか19だとか、これはやっぱり一種のリスクの要因だと思うんですね。将来どういうふうに変動があるのかということ踏まえてという議論があまり十分になされていないんじゃないだろうかということも一つのご指摘だと思います。それにつきましては、答申に盛り込むべき内容ということでまた議論させていただきたいと思います。
それ以外、いかがでしょうか。浅野副部長、お願いします。

浅野副部長 前に戻って、しつこいようなんですけれども、新築というか改築の必要性なんですけれども、先ほどの5,000点との関係もありますけれども、要は新築しなければならない必要性を主張される、その内容はよく理解できるんですけれども、例えば改築というか、修繕によって耐久力というのを維持できないのかどうか。それから、例えば工事費、常識的にというか普通に考えて、相当傷んでいる場合には修繕するののも一つの方法なんですけれども、かえって修繕費が相当かかる、それから修繕した後の耐久期間というのですか、そういう点から考えると、むしろ経済的に見れば新築した方が安いというようなことが一般的に言えるような感じがするんですけれども、そういう観点から見てどうなのかということをもう一度聞いておきたいと思えます。

宮本部長 いろいろな代替案があり得るということなんですけれども、それについての検討

は既になされているわけですか。

教 育 庁 公立の学校につきましては、我々の方で建築後25年を超えた段階で大規模修繕
担 当 課 をしましょうというスタンスを持っておりまして、その段階で設備等についてはほとんど耐用年数を満了するという時期をにらんでいるわけなんですけれども、それらを更新しましょうと。躯体につきましてはまだ使えますので、修繕しまして、手直ししまして使ってまいりましょうというのが一つございます。その後、今回提案させていただきましたように、40年を経過しましたものにつきましては、先ほどご説明させていただいたように、耐力度調査などを実施しまして、建物そのものの耐力、もちがあるかどうか、そこにつきましてはの検討を加えまして、そのときに今回のお示ししたような数字が出たものにつきましては、今後修繕をしながら使用していくというよりは、今委員のご質問にありましたように、この際、改築した方が将来的なランニングコストについても抑えられるんじゃないかという判断をしております。今回はそのようなところで三女高については結論に至っておるわけでありまして、資料の中でもその点を書かせていただきましたが、46ページのところにもございますが、南校舎とか北校舎につきましては、ほとんど毎年、毎年三女高につきましては修繕費がかかるというところがございます。今年度も同じような格好で実はお金がかかっていくというのがございまして、そういう観点からも、我々としては今回改築という事業を選択させていただいております。

宮本部会長 その他いかがでしょうか。では、小山委員、お願いします。

小 山 委 員 三女高の第2グラウンドの方なんですけど、こちらの方は移動に時間がかかるということで、県民の方からも意見が出ているように、部活動でしか使用できないということだったんですけども、こういった形で部活でしか利用できないということで、それ以外の時間については、例えばお昼とかそれ以外については県民の方が利用できるように、そういった運営方法を考えていらっしゃるのかどうか、教えていただきたいと思っております。

高橋総務課長 まだ計画の段階でございますが、先程も申しましたとおり、一般の方々の利用に提供できるような施設という形でも考えておりますので、委員おっしゃるようなことも考えております。

宮本部会長 木下委員、お願いします。

木 下 委 員 すみません。幾つかあるんですけども、いろいろな書類を拝見しますと、現在ある校舎をそのままにしながら新しいものを造るというふうにも受け止められるんですけども、そういうことでいいんでしょうか。まず一つ。

高橋総務課長 すみません。校舎をずっと存続させるという意味でしょうか。

木 下 委 員 いえ、そうではなくて、工事期間中、つまり現在あるところで授業をしながら空いている土地の中に建設工事をすると考えていいのかということなんです。

高橋総務課長 今のところ、仮設校舎は建てないということでございますので、基本設計の中で現在の敷地のどこにするのかといった中身を検討しながらやらなくてはいけないんですけれども、校舎を建設しながらやっていきますので、工事期間中は現在の今の建物はそのままでございます。

木下委員 そうしますと、必然的に今校舎が建っている場所に主な建物は建たないということになるかと思うんですけれども、コストなどの問題、いろいろあると思うんですけれども、非常に一旦建てると将来的に長くその状態で使うということが予想されますので、いい形のを最終的に造っていただくということが、注意していただくことが必要じゃないかということを一感感じたのと、今もお話出ましたが、主に部活動でしか使う機会がない運動場をわざわざ設けるといことはよくあるんでしょうか。

高橋総務課長 部活動中心のグラウンドというのは実例はございます。

それから、校舎建設につきましては、現在地での制約がございますので、今の現校舎の背中というか、裏の方に崖になっております。そのために危険だということも言われております。ですから、それ以外の場所ということで日照とかそういったものを考慮しながら考えていかないといけないなというふうには今の時点では考えております。

木下委員 そうしますと、それに関連して、候補地の中には一体としてまとまった土地もあったようなんですけれども、それをあえて選ばずにそういう離れた形で、運動場に関して言えばあまり効率のいいとは思えない、ちょっともったいない造り方だと思うんですけれども、それを選ばれた理由はどういうところにあったのかということなんですけれども。

高橋総務課長 経過、経緯の中にも入っておりますが、3カ所ほど予定地を選んでいまして、学校側と、それから学校関係団体の方々にお示したわけでございます。その中で、返ってきた回答が現在地、それからあと第2グラウンドを県工業技術センターという、そういう回答が返ってきております。教育庁の中でもそれを踏まえまして最終決定したのが今のこの計画の中身でございます。

木下委員 では、その学校関係の意見を重く見たと、そういうことですか。

高橋総務課長 はい、それは重く見たというふうに理解しております。

木下委員 分かりました。

それと、今度、大きい資料の2の16番の方なんですけれども、基本構想の中で、いろいろな試みをされるというふうにならされていまして、真ん中の欄、追加説明事項のところなんですけれども、資料2の項目でいきますと16で、枚数でいくと4枚目の一番上なんですけれども、「選択教室とか合同講義室とか、マルチメディア室などを活用し、」ということで、そういうことを設けられたと思うんですけれども、

少人数授業ですとか、あと多様な選択科目の設定というようなことが書いてありました。これは改築後の新しい試みなんですか。

北島高校 教育課長 現在の三女高の教育課程、授業実践の中でも、ただいまご指摘いただきました少人数指導とか選択教科・科目は行われております。ちなみに現在の三女高の特に高学年になった場合の教育カリキュラム、教育課程でございますが、3年生のときには大きく理科系、それから文科系の1、文科系の2というふうに分けて教育実践を行っております。新しい学校づくりの中ではそれをさらにきめ細かく選択を予定しております。国公立の理系、国公立の文科系、私立の理系、文科系、それから医療系という大きく五つの類型制、その中に現在以上の多様な選択科目や少人数指導、複数の教員で行う授業、さらには外部講師や、先程も言いました大学との連携とか、今以上に多様な教育実践を行う計画でおります。

木下委員 そうしますと、これは別に共学化とは全く切り離れた問題で、いずれにしても少人数授業と多様な選択科目を今後さらに増やされるということで、そうしますと、人の手当ても必要になると思うんですが、そのあたりはどの位を見込まれているのかというのを教えていただけませんか。

北島高校 教育課長 これは将来の具体の授業実践がどのような規模になるのかということに大きく影響は受けます。7学級規模を新しい学校づくりの中で考えておりますが、学級規模、全体の授業時数、類型制、さらに単位制としていくのかどうか、そのようなことは全て教職員定数に関わってきますので、その魅力ある授業実践が支障とならないように教職員の定数配置を検討していくことになると思っております。

宮本部長 よろしいでしょうか。
その他、いかがでしょうか。山田委員、お願いします。

山田委員 22ページ、9の資料で校舎改築基本構想がありますね、これは県の担当部局でお作りになったものですね。ただ委託とかなんかでコンサルタントに基本構想の委託をしたものかどうか。コンサルに委託すると、そろそろこれだけのデータが出ていると私どもだとスケッチを書いてしまうというか、書ける状態だと思うんですね。どうも分かりにくいのは、荒っぽいスケッチが無いからですね。それがあれば非常に分かりやすいと思うのですが、それはまだお作りになっていないのかどうか。あるのならばお示しいただけたらどうかなというふうに思います。

高橋総務課長 荒っぽい……、そういうものはまだございません。それから、この基本構想につきましては、推進室長の方から説明させます。

大内高校改革推進室長 基本構想につきましては、学校が主体となりまして、学校の先生方が中心に作ったものでございます。

宮本部長 資料9というのは三女高の学校で作られたということですか。逆に、教育庁はこれを認められているということですか。そういう形なんですか。

若生教育次長 これからこれを、設計に当たりまして、この中身も含めまして教育庁ではこれから検討するというございますので、これをすっかり教育庁として今認めているという意味ではないんです。正確に決定しますのは、これからこの部会で建設を認められれば設計に入っていくわけですが、その中で主に施設計画の方への反映はこれをたたき台にしながら詰めていくという形になります。

宮本部長 あと一つ、確認なんです、共学化の話は前から話が出ているというのは分かるんですけども、三女高が共学になるというのはいつ決まったというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

若生教育次長 三女高に関わらず、別学の県立高校は全て共学化するという方針を平成13年3月に決定してございます。

宮本部長 ということは、先ほどそのときの含みが何かいろいろありましたよね、構想の中に。だから、その平成13年の3月で全部の高校は共学化されるといふふうに決まっているというふうに考えてよろしいわけですか。

若生教育次長 詳しく申し上げますと、平成22年までに、県立の別学校でございますけれども、全て男女共学にするということを平成13年3月に決定したということございます。

宮本部長 それは県の基本方針として決められているわけですね。

若生教育次長 そうございます。

宮本部長 それ以外、いかがでしょうか。

そろそろ、答申に盛り込むべき内容も踏まえながら議論していきたいと思ひますが。

それでは、ちょっと議論を効率的にするために、この大きな資料の2ですけども、これの1ページを開けていただきまして、一応この前、我々が出した質問に対して回答をいただいておりますので、これで十分だったら一応これを調書に盛り込んでいただくという形でそこは終わりになるかと思ひます。

ただし、先ほどご説明いただきました県民意見聴取の中で8項目上がっておりますので、これに対しても改めてこの中につけ加えるべきかどうかという判断も一つ要るかと思ひます。

それ以外に、今日ご質問いただきながら、この点につきましてもう少し十分にしたいということもあると思ひますが。

まず、事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうかという1番の項目でございますけれども、1号関係ということでいけば、共学化の話は今の形でいけば決まっているというふうに考えてよろしいわけですか。(「はい」の声あり)

もう一つ、ちょっと私が気になりますのは、平成9年にこれだけ危ないということが分かりながら、5年、6年経ってきているということに対して、甚だ、何とい

いますか、ちょっと正直なところびっくりしているんですが。それに対してはいろいろな経緯があるような資料もあったとは思いますが、例えば3番目に、事業を行う時期が社会情勢から見て適当であるかどうかというよりは、社会情勢というよりは物理的な情勢から見てちょっと遅いんじゃないかという気も、素人目には思うんですが、これはいかがなんでしょうか。そういう形について何らかの説明はちゃんとされているわけでしょうか。

高橋総務課長 15番の建設予定地が決定するのにどのような経緯があるのかということにつきましては、附属資料12にございます。実際には平成7年から検討に入っていたわけございまして、建設場所の選定に時間がかかったというのが一つの理由でございます。その間は、いろいろな修繕により校舎等を維持してはいたわけですが、一番の要因は建設場所の選定に時間がかかったということだと思います。

宮本部長 それにしてもちょっと。感想は差し控えますけれども。

それでは、まず1番目の項目につきまして、これに対しましてつけ加えるべき項目はいかがでございましょうか。

特に、私の方から先ほど申し上げましたとおり、全体構想の中での位置付けが見えていないというのが一番気になります。それは中身が決まっていなくて外に出せないということもあるかも知れませんが、例えば、先程の三女高はこういうふうになるのだというのだとしたら、他の高校はどんなになるのかなというのは正直なところですが、全部同じような構想でやるのだとしたら、どこもかしこも同じ高校になってしまうという懸念もあります。その中で、なぜ三女高がそういうふうにするのがいいのかというのが、三女高だけの議論をされた場合はやっぱり見えてこないですね。そこについて、もう少し全体の構成だとか構想だとか、あるいはもう一つは、先ほど財源計画も立てたということなんですけれども、それを踏まえながら議論をしていただきたいといいますが、外に出せる範囲で明確に位置付けていただきたいというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

それで、今回単体で出てきておりますが、先ほどPFIの議論の中でも、これをいわゆるバンドリングという形で幾つか集めればいろいろな形でスケールメリットが出てくるというのは、いろいろなところでお話されているわけなんです。ところが、単体で出てきてPFIには馴染みませんよという形で、毎回単体で出てきたら馴染まないわけなんです。ですから、その中でこれから、今回はさておき、ただし、そういうような姿勢でちゃんと位置付けて考えていただきたいということを、この1番目の項目あるいは前文かという形で述べる必要があるんじゃないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

そのほか、1番目につきまして、つけ加える項目がございましたらお願いしたいと思っておりますけれども。小山委員、お願いします。

小山委員 宮城県全体の高校なんですけれども、こちらの別学化している高校については統廃合するというところで話の方は進んでいるんですけれども、宮城県全体で統廃合になる高校と残す高校ということで、もう全て決定しているんでしょうか。

大内高校改 具体的な計画としましては、お手元の附属資料の15ページをご覧いただきたい

革推進室長 と思います。

15ページに平成13年度から平成17年度までの前期の計画を載せております。5年間を想定して計画を作っているということでございます。平成18年度以降の後期については今計画中でございます。

なお、先ほどご質問がございました男女共学化につきまして、統廃合というお話もございましたけれども、私たちの方としまして、基本的に統廃合というのは、一つの学校自体につきまして学級減により、学校の規模が小さくなると、教育上様々な問題点があるので、学校規模の維持という観点から、統廃合を考えております。しかし、仙台地区内においてはそういう形のものは考えておりません。

小山委員 今話し合っている三女高についてなんですが、共学化になるということで高校の名称も変わるということになるわけですね。そういった形で、仙台にある高校につきましては名称が変わってくる高校、具体的に言いますと女子校関係が変わってくるのかなとは思いますが、卒業生の方に了解得られるような名前をつけていただきたいなと思います。

大内高校改革推進室長 校名決定でございますけれども、各学校において、その校名をどうするのかということは、学校側の判断を最大限に尊重したいと考えております。例えば、現在、仙南地区、栗原地区、石巻地区、気仙沼地区で再編統合を進めておりますが、これにつきましては、学校として校名のアイデアを公募した上で、地元の関係者を入れた選考委員会を設置し、その中において複数の校名候補を選び、地元の意向を踏まえながら、県教委で決定することとしております。

宮本部長 よろしいでしょうか。

大内高校改革推進室長 それ以外にも、現在、古川女子高を母体とします中高一貫校ということで、県で作業を進めております。これにつきましても、現在校名につきまして募集をしているところでございます。

宮本部長 では、1番の項目は特に他にございませんか。

では、もし何かありましたら後で戻りますが、2番目、いかがでしょうか。

県が事業主体であることが適切であるかどうかという、この事業主体という意味は学校運営としての事業主体という意味ですね。だから施設運営としての事業主体という意味ではなくてですね、理解は。この場合はそういうふうに考えてよろしいんでしょうか。施設運営としての事業主体ということでいけば4番目の事業手法というふうに考えていいわけなんですか。PFIの絡みでもありますので。

高橋総務課長 管理主体ということで学校教育法では決まっておりますので、それを今度運営するのであれば、部会長がおっしゃったとおりだと思います。

宮本部長 管理主体。(「はい」の声あり) 公の施設の管理者ですね。(「はい」の声あり)
小山委員、お願いします。

小山委員 先ほどお話しした第2グラウンドの方なんですけれども、部活だけで使用するということがあったんですが、今部活で遅くなりまして、それで何か不審者とか犯罪が起きないように、だれか管理者を置く予定とかはあるんでしょうか。

高橋総務課長 現段階ではそういった突っ込んだ計画というのはまだございませんが、その時期になりましたら、それらのことも検討の中には入ると思います。

小山委員 授業とかお昼につきましては一般の方が利用するということが、それであと放課後部活動の時間になれば高校生の方が利用するということが、管理者ということで民間の利用等も検討に入れていただきたいと思います。

宮本部長 そちら辺の運営についてはこれからご検討いただくような話なのかなというふうにご検討しておりますので、特に今回の建て替えという主目的からいけば、その後でいろいろな形で運営をご検討いただきたいというふうにご検討いただければと思います。

そして、2番目はいいということで、3番目でございますが、時期が適切かどうかということなんですけれども、これは先ほど申し上げたことで、ちょっと遅いのじゃないかと私は正直思うんですが、それこそ特に最近というか、宮城県沖地震は昔から言われているわけなので、その状況の下に今これを議論していること自体が逆に適切というよりは遅いのではないかとというふうにご検討いただければと思います。

それ以外、何かございますか。

4番目でございますが、事業の手法ということで、ここではPFIのことだけが上がっておりますが、いかがでしょうか。山本委員、お願いします。

山本委員 一般からの意見等も見させていただきましたけれども、県の説明不足であるとか、それから署名運動であるとか、様々反対の意見を持っている方がいらっしゃると思いますので、是非、今後事業を進めるに当たりましては、卒業生並びに地域の住民の方と、計画を進める中で、幾つかワークショップといったような意見を聴く場所であるとか一緒に作業をする場所であるとかを、たくさん作っていただきまして、事業自体の理解と、それから事業の内容の向上を図るためにもそういった企画をたくさん入れていただくということを条件に進めていただければと思います。

宮本部長 今のご意見は、1番目の項目になりますかね。では、1番目の項目という形で検討させていただきます。

それ以外は4番目はいかがでしょうか。

これはもう少し本来は、私の立場からすればご検討と言いたいところなんですけれども、時間的な話からすればなかなか現実的には難しいのかなとは思っています。

では、5番目、いかがでしょうか。場所の件でございますけれども。

一応具体的な候補地との比較はなさっているという形で資料が出てきておりますので、それ以外にいかがでしょうか。それこそ建て替えの事業段階でこの建物からどういうふうになるかはこれからの議論になるかとは思いますが、

こちら辺に関しては、一般のご意見の中で関連するところは、事務局の方、どう

でしょうか。

それでは、これは後で確認した方がいいですね。

それでは、6番目でございますが、社会情勢、経済情勢から見て効果的であるかどうかなんです、私は先ほど申し上げたとおり、17、18、19はリスクの方に入れさせていただいた方がいいんじゃないかなというふうに考えておりました、これについてはもう少しご検討いただきたいということだと思います。

それ以外はいかがでしょう。

特に16番は他の高校との位置付けで議論がされていなくて、三女高だけこういう形というご説明だったものですから、他の高校との関連でちゃんと説明をしていただきたいというふうに思います。

それ以外いかがでしょう。

山田先生が言われた17番、18番、19番は後ほどの8番目という形で。

それでは、次は7番目の周辺環境への影響でございますけれども、かなり土地の自由度がない形なのでかなり大変な作業にはなるかと思いますが、その点はちゃんとご配慮いただけるというふうにお答えいただいておりますので、つけ加えることございますでしょうか。山本委員、お願いします。

山本委員　まだ設計が決まっていない段階ではちょっと難しいのかとは思いますが、公的な建物の場合にライフサイクルアセスメントですとか、そういった環境負荷の評価指標というのがあるべく早い時期に出てきて検討の対象になるような形にさせていただきたいと思っておりますので、その辺、ご検討をお願いいたします。

高橋総務課長　山本委員がおっしゃった中身につきましては、来年度以降の課題になりますので、その辺も踏まえて検討していきたいと思っております。

宮本部長　他にはよろしいでしょうか。

では、8番目ということで、想定される事業リスク等の話でございますが、先ほども17、18、19に対しまして、ちょっとあまりまだ明確にリスクとして認識していただいているんじゃないかというのが、山田委員からのご質問が17番でございました。特に18番、19番はこれから詳細設計という形の中で議論かと思っておりますけれども、それらにつきましてはもう少し具体的な認識をお持ちいただければということだと思います。

特に、この中でも調書にリスクは特になしと書いてありまして、その後、一応リスクに関しては考えているというような表現がございますが、後の方にありますような起債の利息の変化だとか、そういうところがまだこの前回答をいただいた以上のもはここに書いていただいているというふうに思いますので、それにつきましては、ファイナンス・リスクを含めて、やはり議論していくべきじゃないかというふうに思います。現時点での一番高い金利だというのは、これはリスクヘッジになっているんでしょうか。あるいは、変動要素は見えていないということになっています。これにつきましては適切な評価をしていただきたいというふうに思います。

9番目の事業の経費が適切であるかどうかでございますが、これはいかがでしょうか。

あと、先ほど県民意見聴取の中で、8項目が事業評価に関することとしておりま

して、それに対して一応ご回答はいただいておりますけれども、これに関しても十分かどうかという形で、不十分なところがあれば答申の中に加えていく必要があるかと思えます。特に 番で、現在の経済情勢から見て疑問であるというような表現はされてはおりますが、事業の必要性ということと財源の確保という話はまた別の話かも分かりませんので、先程これに対してはちゃんと裏づけがあるということでございますが、もう少し突っ込んだご説明をいただければというふうに思います。

その他、いかがでしょうか。はい、どうぞ木下委員、お願いします。

木下委員 第2号関係のところ、 で「全ての県民が対象となり」というところから、多目的ホールの話などが出てきているんですけれども、最初私は、全ての県民が対象となるといった意味は、子供は社会の子供だということから、直接全ての県民が学校とつながりがなくても間接的な意味で県民全体が関わっていると、そういう意味だというふうに受け止めていたんですけれども、それで正しいのでしょうか。それとも実際にもっと具体的な形で全ての県民を対象として考えているのでしょうか。

宮本部長 二つの意味があるかと思えますが、いかがでしょうか。

教育庁 基本的には間接的という意味だと思えます。ただ、ここでこう言っているのは、担当課 今各学校では例えば高校においても社会に対して開かれた学校づくりを今、目指しております。そういった傾向は今後も途絶えることはないという意味でございます。

宮本部長 それ以外、いかがでしょうか。

次回までにドラフトを作ってくださいまして、事前に委員の皆様方にはご意見をいただくという機会を設けたいと思えます。次回にこの部会で最終的に決定をし、その時に特に教育庁の方では我々からの答申内容について不明な点があるかないかということも御確認いただきたいというふうに考えております。こちらから答申した場合、その意見が教育庁の方で意味が不明な場合は対応できないわけでございますので、それに対してもご意見をいただきたいと思えます。

それ以外、いかがでしょうか。山田委員、お願いします。

山田委員 内容については、今部長が言われたとおりでよろしいんですが、今日の議事と直接関係ないかもしれませんが、この評価の仕方というか、過程とそれに対応する事務局なり担当部局の作業ということで、今後可能ならば改善していった方がいいかなと思ったことがありますので、少し述べさせていたきたいと思えます。こういう比較的規模の大きいものを建設するときのプロセスというのは大きくわけて三つあると思うんですね、準備過程として。今回出されたものは、現場の要望であるとか企画提案を基に議論をしていることになるわけで、それは第一ステップとしてよろしいかと思うんです。第2ステップとしては、いわゆる県として責任のある基本構想、基本計画があって然るべきだろうと。本当はその段階で県民を交えて広く議論をする、そういう材料として基本構想、基本計画があるんだろうと思えます。それがいい中でこういう議論をするというのはお互いにかなり苦しいところがあるので、どうかなというふうに思いました。

これから多分事務局と現場の当該部局は基本設計、実施設計という、いわゆる事

業を進めるための具体的な作業に入ってしまうわけで、そうすると一番大事な基本構想、基本計画レベルの議論があまりされないというのはどうかなというふうに思いました。なかなか事業というのはタイミングが難しいかと思いますが、その真ん中のプロセスで評価するというのが、やはり大事なかなというふうに思いました。これはあくまで意見ですが。以上です。

宮本副会長 ありがとうございます。
 今後の審議の中でご検討をいただきたいというふうに強く思います。
 これ以外いかがでしょうか。浅野副副会長、お願いします。

浅野副副会長 県民からの意見で というのがありますよね。現校舎を解体、新校舎を建設して短期間での完成を希望するというんですけれども、これに対する回答というか、本件の9項目か10項目のどこに該当するのか、ちょっと置いておきまして、「旧工業技術センター跡地に仮校舎を建設したとしても、新校舎の建設が早まることにはならないと考えております」。ただこれは結論だけなんです。どういう理由で早まらないのかということについては何ら答えていないということにもなると思いますし、それから、その上の回答なんですけれども、校舎の改築に当たりましては、これまで可能な限り仮校舎を建設せずに、現有校舎を使用しながら、新しい校舎を建設してきており、三女高もこれにならってやりますということで、従来 of 慣行に従ってやりますということだけの回答であって、例えば経済的にかかるとか、どういったメリット、デメリットがあるのかというのは全然回答がないんですね。
 例えば一般的に考えれば、仮校舎を造ってそちらに移動して、旧建物を一気にばんと壊してやって、ばんと建ててしまうというのが、どうも経済的な面から見ても、能率的な面から見ても早いんじゃないか、利益になるんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、何かこういうことに対して全然回答になっていないような感じがするので、回答した方がいいのかなという感じもするんです。

若生教育次長 すみません、回答が舌足らずなところがあったんですけれども、まず、仮校舎を建設しないで実施している理由ですが、おっしゃるとおり経済的理由でございます。仮校舎というのは教室だけではなくて、例えば理科室とか音楽室とか、いろいろなものを造らなければならないということで、結構大型のいわゆる仮校舎になってしまつと、そういったことを考えて、ここだけではないんですけれども、相当経済的な面から、使えるものは使いながらという、そういう方針ではやっておるのが実情でございます。
 あと新校舎の建設が早まることにはならないということの理由については、担当課長からお話し申し上げます。

高橋総務課長 仮校舎を今建設した場合、建設に伴いまして賃貸料とかそういったものがかかるわけでございます。事業期間が長いものですから相当程度の財源が必要になってきます。今回の場合ですと、仮校舎を建てますと大体校舎だけで5億円程度の費用が必要になってきます。
 それからあと、なぜ早くならないのかといいますと、もしこれを別なところに建てても、結局今の場合ですと現校舎をそのままにしておきますので、仮校舎に移る

か現校舎に移るかの違いだけで期間的には全然変わりございません。

宮本部長 このことにつきまして、ちゃんと文書としてつけ加えていただけますでしょうか。

高橋総務課長 はい、わかりました。

宮本部長 これはこの場にいる人だけが見るのではなくて県民全部がご覧になるわけですから、県民全部がご理解いただく形で、文書として最終的には整備していただくということが必要だと思います。

それ以外、いかがでしょうか。では、小山委員、お願いします。

小山委員 附属資料9の、校舎改築基本構想の37ページの(7)その他重要な事項という点なのですが、今宮城県でも大きな地震があったばかりなので、地震に対しては十分に備える必要があるかと思うんですが、校舎の立地に関する点で、本校の校地は長町利府活断層にかかっているということで、新校舎建築に際して校地内の地盤調査をさらに綿密に行う必要があるというふうな記述があるんですけども、こちらはこの地盤調査を綿密に行って安全だとわかった上でこういった形で改築を行うことになったのか、それとも、まだ分からない段階で改築しようということになっているのかがちょっとよく分からないんですけども、こういった大がかりな工事ですので、調査の結果、問題ないといった段階で行った方がよろしいかと思うんですけども。

宮本部長 今の点はいかがでしょう。

高橋総務課長 ある程度の調査はしております。ただ、詳細につきましては、やはり活断層の話もございますので、基本設計の時点で地盤調査とかそういったものはきちんとしていたと思っております。

宮本部長 その点、見落としておりましたけれども、我々としても調書の中に入れさせていただきたいと思います。

山田委員、お願いします。

山田委員 今の話ですけども、こういう計画の場合に、もちろん基本設計レベルで初めてボーリング調査をするわけですけども、やっぱり企画段階で近傍の実績値なんかを調査してそれを参考に判断すべきですので、そこら辺は今の段階でやるべきではないでしょうか。

若生教育次長 地盤の話でございますけれども、活断層が通っているという話もございまして、実は前回の宮城県沖地震の時の状況を調べてございます。緑ヶ丘という地域でございますけれども、崖崩れとかなんか、先生、ご専門のところなんですけれども、どちらかという土盛りをしたところが相当崩れておりました。今回、三女高の方は切土並びに岩盤のところにはございまして、そのせいで宮城県沖地震の時大きな被害はほとんどなかったというような状況でございました。そういったものも参考に

しながら簡単な調査は行っております。あと先生がお話しのとおり、どこにどのようなものを建てるかということになりますと、今度は完全な地盤調査をしなければならぬということとはございます。ですから、その辺はまだ、こういった部会とかでゴーサインが出ないとなかなかそういった予算がつかないという苦しいところがございます。実際のところまだそこまでの詳細地質地盤調査までは至っていないというのが現状でございます。

宮本部長 分かりました。宮城県沖地震と直下型はかなり違うと思いますので、その点、かなり重要な要素だと思います。

それ以外はいかがでしょう。

もう一度確認いたしますが、今日ここで資料としてご用意いただいたものは当然調書の中に入れていただくというのを前提に、それに加えて、もう少しこら辺補足してくださいということをお答申の中に準備させていただきたいというふうに思います。

志伯行政 評価室長 その時附属資料をどういう取り扱いにするか。いわゆる附属資料の内容を、概略を評価書に加えてという感覚か、附属資料は附属資料という形で評価書の中の一部だというふうにするという感覚かどうか。

宮本部長 その方が読みやすいと思うんですが、いかがでしょうか。添付資料として一体で評価調書だという位置付けで捉えさせていただく方がわかりやすいかと思います。

志伯行政 評価室長 わかりました。

宮本部長 それと一番やはり気になりますのは、前回の宮城県沖地震では大した大きなことはなかったらしいんですが、耐用年数がかなり危ないということですので、この建て替えまでの生徒さんとか教職員の皆さんの安全対策をどう考えておられるのかというのを、これは建て替え事業とは一連のものとして積極的な対応をとっていただきたいというふうに思います。それは前文かどこか中に入れた方がいいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

それでは、原則といたしまして、今日議論した中で上がりました項目をお答申の中に入れさせていただきます。事前に原案を作りまして委員の方々にはお目通しいただきたいというふうに思います。それで、次回の部会で原則としてお答申をまとめさせていただきたいと思えます。事前作業が入って大変恐縮なんですが、委員の方々にはご協力させていただきたいと思えます。あくまでも決定はここでいきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

あとは事務局にお願いしてよろしいんでしょうか。よろしいですか。では、あとは事務局の方でお願いします。

事務局 次回でございますが、9月12日金曜日午前中に開催させていただきます。詳しい日程等はまた後日連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

またお答申の確認等で日程の調整等も行わせていただきますので、ご協力の方、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

宮本部会長　　もうよろしいでしょうか。ではあと、事務局でお願ひします。

司　　会　　それでは、以上をもちまして平成15年度第2回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。